注　２種類以上行った場合は、主たるもののみ算定する。
４　聴性定常反応　960点
Ｄ２３６－２　光トポグラフィー
１　脳外科手術の術前検査に使用するもの　670点
２　抑うつ症状の鑑別診断の補助に使用するもの
イ　地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医による場合　400点
ロ　イ以外の場合　200点
注１　２について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
２　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。
Ｄ２３６－３　脳磁図　5,100点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
Ｄ２３７　終夜睡眠ポリグラフィー
１　携帯用装置を使用した場合　720点
２　多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合　250点
３　１及び２以外の場合　3,960点
Ｄ２３７－２　反復睡眠潜時試験（ＭＳＬＴ）　5,000点
Ｄ２３８　脳波検査判断料
１　脳波検査判断料１　350点
２　脳波検査判断料２　180点
注１　脳波検査等の種類又は回数にかかわらず月１回に限り算定するものとする。
２　１については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。
３　遠隔脳波診断を行った場合については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関間で行われた場合に限り算定する。この場合において、受信側の保険医療機関が脳波検査判断料１の届出を行った保険医療機関であり、当該保険医療機関において常勤の医師が脳波診断を行い、その結果を送信側の保険医療機関に文書等により報告した場合は、脳波検査判断料１を算定することができる。
（神経・筋検査）
通則
区分番号Ｄ２３９からＤ２４０までに掲げる神経・筋検査については、各所定点数及び区分番号Ｄ２４１に掲げる神経・筋検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。
Ｄ２３９　筋電図検査
１　筋電図（１肢につき（針電極にあっては１筋につき））　300点
２　誘発筋電図（神経伝導速度測定を含む。）（１神経につき）　200点
３　中枢神経磁気刺激による誘発筋電図（一連につき）　800点
注１　２について、２神経以上に対して行う場合には、複数神経加算として、１神経を増すごとに150点を所定点数に加算する。ただし、加算点数は1,050点を超えないものとする。
２　３について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。
Ｄ２３９－２　電流知覚閾値測定（一連につき）　200点
Ｄ２３９－３　神経学的検査　500点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
Ｄ２３９－４　全身温熱発汗試験　600点
Ｄ２３９－５　精密知覚機能検査　280点
Ｄ２４０　神経・筋負荷テスト
１　テンシロンテスト（ワゴスチグミン眼筋力テストを含む。）　130点
２　瞳孔薬物負荷テスト　130点
３　乏血運動負荷テスト（乳酸測定等を含む。）　200点
Ｄ２４１　神経・筋検査判断料　180点
注　神経・筋検査等の種類又は回数にかかわらず月１回に限り算定するものとする。
Ｄ２４２　尿水力学的検査
１　膀胱内圧測定　260点
２　尿道圧測定図　260点
３　尿流測定　205点
４　括約筋筋電図　310点
（耳鼻咽喉科学的検査）
Ｄ２４３　削除
Ｄ２４４　自覚的聴力検査
１　標準純音聴力検査、自記オージオメーターによる聴力検査　350点
２　標準語音聴力検査、ことばのききとり検査　350点
３　簡易聴力検査
イ　気導純音聴力検査　110点
ロ　その他（種目数にかかわらず一連につき）　40点
４　後迷路機能検査（種目数にかかわらず一連につき）　400点
５　内耳機能検査（種目数にかかわらず一連につき）、耳鳴検査（種目数にかかわらず一連につき）　400点
６　中耳機能検査（種目数にかかわらず一連につき）　150点
Ｄ２４４－２　補聴器適合検査
１　１回目　1,300点
２　２回目以降　700点
注　補聴器適合検査は、別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして、地方厚生局長等に届出をした保険医療機関において、患者１人につき月２回に限り算定する。
Ｄ２４５　鼻腔通気度検査　300点
Ｄ２４６　アコースティックオトスコープを用いた鼓膜音響反射率検査　100点
Ｄ２４７　他覚的聴力検査又は行動観察による聴力検査
１　鼓膜音響インピーダンス検査　290点
２　チンパノメトリー　340点
３　耳小骨筋反射検査　450点
４　遊戯聴力検査　450点
５　耳音響放射（ＯＡＥ）検査
イ　自発耳音響放射（ＳＯＡＥ）　100点
ロ　その他の場合　300点
Ｄ２４８　耳管機能測定装置を用いた耳管機能測定　450点
Ｄ２４９　蝸電図　750点
Ｄ２５０　平衡機能検査
１　標準検査（一連につき）　20点
２　刺激又は負荷を加える特殊検査（１種目につき）　120点
３　頭位及び頭位変換眼振検査